

権利を消滅させる旨の同意書

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

生産緑地法第 10 条に規定する生産緑地の買取り申出がされるにあたって、同法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として、下記の生産緑地に存する権利を消滅させることについて同意します。

権利者氏名	権利者住所	権利の種類	印

記

生産緑地の所在・地番	地目	面積	備考
東大阪市		m ²	

添付書類：権利者全員の印鑑登録証明書(発行より 3 ヶ月以内)。権利者が法人の場合は、代表者の資格証明書を添付すること。